### 市政に寄せられた声

藤岡市長 (全面報

平成30年4月から12月31日までで、115件の声が寄せられました。寄

これらの意見は市長だけでなく担当職員も拝読します。温かいご意見を励

せられた声を要約して紹介します。内容別に分類すると、最も多いものが「庁 舎・市民利用施設」に関することで19件、次いで「交通 することがそれぞれ14件でした。

また厳しいご意見には反省をして日々業務に取り組んでいます。

#### ■受付件数

年度	件数
28 年度	136 件 (63 件)
29 年度	147 件 (66 件)
30 年度 (12月31日まで)	115 件 (50 件)

( )内は匿名の件数です

旧公立藤岡総合病院の活用

4事業者が参加

しまし

当番日を増や

市内で受診できる

体制を整えているところです。

# たらどうか。 旧公立藤岡総合病院を再利用し

旧公立藤岡総合病院の土地は、

め、更地にした上で所有者に返還し用していた土地は、借地であったた に区分されます。看護師寮として使 合の所有地と藤岡市の所有地の2つ 構成する多野藤岡医療事務市町村組 藤岡市・高崎市・神流町・上野村で

者との対話を通じて施設の市場性な どから広く意見や提案を求め、 用方法などについて、 ング型市場調査とは、 調査」を実施しました。サウンディするための「サウンディング型市場 などによる施設活用の可能性を調査 て市と組合が共同して、 旧公立藤岡総合病院の活用につ 公共施設の活 民間事業者な 民間事業者 地区に分け、 加している中、

たが、老朽化や構造上の問題から既 で検討を行うとともに、 ません。施設を解体するのか、 が新築する意見が3事業者、 存建物は解体した上で、 一部を活用していく意見が1事業者 現在のところ、 旧公立藤岡総合病 <sup>未</sup>者、建物の 民間事業者

いきたいと考えています。立ち上げ検討し、総合的に判断して は有識者や市民で組織する検討会を 引き続き関係職員による検討委員会 さまざまな可能性がありますので、 院の跡地活用の具体案は決まってい するのか、公共利用をするのかなど 来年度から 売却

小児救急の夜間体制

藤岡総合病院では新病院開院で診療 せるかが課題となっています。 囲で輪番体制を維持している現状で 急の夜間の受け入れを行ってほし 内を中毛・西毛・北毛・東毛の各4 小児科の救急医療につ 医師不足により医師の負担が増 市内の病院でも当番制で小 市町村の枠を超えた範 いかに現状を維持さ いては県 公立

# 交通弱者の対策



交通弱者への援助を検討してもらえ 病院への通院やスー しなどとても不便になってしまった。 自動車運転免許証を返納した。 への買い

31年4月1日以降に運転免許証を自減少を図ることを目的として、平成はありませんが、高齢者の交通事故願いします。なお、交通弱者対策で ス、もしくはタクシーのご利用をおません。公共交通機関である路線バてきましたが、導入には至っており 許証返納時の一度限りです 主返納する65歳以上の人に対し、 てきましたが、 vましたが、導入には至ってお 交通弱者としての支援は検討

#### 皆さんと一緒に

## 「住み良いまち」

住み良いまちを作るには、市民の皆さんが何を考え、何を期待 しているのかを知ることが必要です。

市では、市民の皆さんの声をまちづくりに反映させるために「市 長への手紙」や「市有施設見学会」を実施しています。どうぞ、皆 さんの声をお聴かせください。

 $\Delta$ 

ジ内の「市長の部屋」から専

ムにて送信することができ

②市長への手紙専用フォー

市ホ

(住所記載不要)市役所秘書課へ

問い合わせ 秘書課(☎402208)

の手紙」と明記して、〒35-86ます(様式は問いません)。「市長

∓ 375 1

料は掛かりません。 専用ハガキを設置しています。 所・各地区公民館などの市有施設に ①専用ハガキ ※専用ハガキ以外でも受け付けて 市役所·鬼石総合支

郵送

を持ってもらうことで対応・回答に 2) へ送ってください ③ファクス |住所・氏名を記入してください 住所・氏名を明記して提言に責任 専用ファクス (孤22922 「市長への手紙」と明

## 「市長への手紙」の流れ

■公開しています。 
・いただいた意見などは、 
にいればいればいながればないがないがないがないがないがないがないがある。 市民 場合によっては直接回答・対応 回▲↓提答▼言 回答 担当課

お友達と一緒に気軽に参加してくだ 園・桜山公園など ■応募方法 広報紙にて参加者を募集します。

岡歴史館・高山社跡・土と火の里公 学校給食センター・中央浄水場・ 市議会議場など)・清掃センター

ムページや広報紙で

個

方を説明し理解していただけるよう に反映できない場合でも、 く制度です。 市政運営やまちづくりに反映してい る市政への意見をお寄せいただき、 「市長への手紙」は市民の皆さん 日ごろ感じたり考えたりしてい いただいた意見を市政 市の考え

## 「市長への手紙」 付以外には使用しません。 の個人情報は、

直接市長へ届く

なお記入していただいた氏名など

問い合わせや回答送

課で調査・検討します。

希望しているものには必ず回答しま すが、氏名・住所が記載され回答を 答までに時間がかかることがありま 付します。手紙の内容によっては回 協議を経て、 担当課は回答書を作成し、 手紙に市長が目を通します。 秘書課から回答書を送 市長との その後

努力しています。

なお氏名・住所の記載がな

は回答しません。

ンケー

トにもご協力いただきます

■主な見学施設

市庁舎(市長室で市

長との懇談

接説明を聞いたりします

今後の施設運営に生かす

ため

のア

見学したり業務に携わる職員か 密着した施設などを巡り施設内部 会を年4回開催しています。

生活に

直を

# い場合

皆さんから寄せられた市長 各担当

紙は秘書課で受け付けた後、 同時に匿名のものも含め、 全て



だくことを目的として市有施設見学 市政への理解と関心を深めて 41

市有施設見学会

身近な市政を見て回る

広報ふじおか 平成31年2月1日号